

学校法人 O C C 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人 O C C（以下「法人」という。）の寄附行為第 59 条の規定に基づき、役員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(2) 理事長・常務理事以外の理事、監事は原則非常勤とする。

(3) 役員等の報酬とは、報酬、賞与とする。

この役員等の報酬等には、法人の「給与規程」に基づくものを含まない。

(4) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（出校のための交通費、その他の出張交通費、宿泊費等）及び手数料などの経費をいう。

(報酬等の額の算定方法)

第 3 条 理事長・常務理事に対する報酬の額は、次に掲げる区分に応じて、別表 1 に定める月例の報酬額の範囲内で、評議員会において決定する。

ただし、法人の設置する教育テック大学院大学、短期大学、幼稚園・保育園の教職員を兼務する者については、給与規程に従い、役員報酬は無報酬とする。

2. 理事長・常務理事以外の役員等に対する報酬の額は、月例または日額により別表 2 に定める報酬額を支払うものとする。

3. 常勤、非常勤の役員等とも、前 2 項に定める他、賞与、退職慰労金は支払わない。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤の役員等に対する報酬の支給の時期は、毎月 21 日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払う。

2. 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会・評議員会等への出席、監査業務など法人の業務運営に従事した都度支払う。

3. 報酬は、現金により本人に支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に支払うことができる。

4. 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支払う。

(交通費等の費用)

第 5 条 役員等の出校のための交通費は、法人の「給与規程」第 26 条に基づいて支払う。

2. 役員等が出張した場合には、法人の「旅費規程」に基づいて旅費を支払う。

3. 役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支払う。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤の役員等に就任した者には、その日から報酬を支払う。

2. 常勤の役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支払う。

3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(事務所管)

第 8 条 この規程に関する事務は、人事課が行う。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て、理事会において行う。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程は、2013 年 7 月 19 日改正、施行する。

3. この規程は、2015 年 5 月 11 日改正、施行する。

4. この規程は、2019 年 4 月 1 日改正、施行する。

5. この規程は、2020 年 4 月 1 日改正、施行する。

6. この規程は、2021 年 4 月 1 日改正、施行する。

7. この規程は、2023 年 3 月 22 日改正、施行する。

8. この規程は、2025 年 5 月 28 日改正、施行する。

別表 1（理事長・常務理事の報酬）

役 職 名	報酬月額の上限
理 事 長	月額 1,000,000 円
常 務 理 事	月額 600,000 円
常 勤 監 事	月額 400,000 円

別表 2（理事長・常務理事以外の役員等の報酬）

役職	業 務 内 容	報酬
理事	理事会等会議への出席、その他の法人業務	日額 10,000 円
監事	監事監査、理事会等への出席、その他法人業務	日額 10,000 円
評議員	評議員会への出席	日額 10,000 円

※必要に応じて、当日の交通費等の費用を併せて支給する。